【速報】2019 年インド特許規則改正(ドラフト)

~優先権書類の翻訳と、実施報告~

2019年6月5日 河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. インド特許規則改正

2019年特許規則改正(5月31日付けドラフト)が6月1日に公表された。6月末までパ ブリックコメントを受け付けている。規則改正により、優先権書類の翻訳文(英訳)が不要 になることが期待される。ただし、改正規則の内容は必ずしも明確なものではない。規則お よび審査基準の明確化が望まれる。

http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/530_1_Draft_Patents_Rules_2019.pdf

2. 優先権書類の翻訳文に関する規則 21 条の改正

現行の規則によれば、PCT ルートで優先権主張を伴うインド特許出願を行う場合、出願人 は優先権書類(基礎日本出願の明細書など)の翻訳文(英訳)を提出しなければならない(規 則 21(2))。PCT 規則 51 の 2 の 1 (e) は、「優先権の主張の有効性が、その発明が特許を受 けることができるかどうかについての判断に関連する場合」にのみ、優先権書類の翻訳文を 提出することを要求することができる旨を規定しているが、この規則の適用に関する審査 実務は不透明であり、統一されていない。

2019年特許規則改正(ドラフト)により、規則51の2の1(e)に基づいて優先権書類の 提出が要求される場合、出願人はその翻訳文を提出しなければならない旨が規定された。詳 細は下記対照表の通りである。

改正前	改正後(ドラフト)
規則 21 優先権書類の提出	規則 21 優先権書類の提出
(1) インドを指定する国際出願に係る出願	(1) インドを指定する国際出願に係る出願
人が条約に基づく規則の規則 17.1(a)又は	人が条約に基づく規則の規則 17.1(a)又は
(b)の要件を遵守しなかった場合は,当該出	(b)の要件を遵守しなかった場合は, 当該出
願人は,規則20(4)にいう期限の満了前に,	願人は,規則 20(4)にいう期限の満了前に,
同条約規則にいう優先権書類を特許庁に提	同条約規則にいう優先権書類を特許庁に提

規則21条の新旧対照表(仮訳)

出しなければならない。	出しなければならない。
(2) (1)にいう優先権書類が英語でない場	(2) (1)にいう優先権書類が <u>条約の規則 51</u>
合は, 出願人又は当該出願人により適法に	<u>の2の1 (e) に基づいて提出されることが</u>
委任された者が適法に証明したその英語の	<u>要求される場合、それが英語ではないとき、</u>
翻訳文を規則 20(4)に規定の期限内に提出	出願人又は当該出願人により適法に委任さ
しなければならない。	れた者が適法に証明したその英語の翻訳文
	を <u>、所轄庁によってそれを提出するよう要</u>
	<u>請された日から3月以内に</u> 提出しなければ
	ならない。
(3) 出願人が(1)又は(2)の要件を遵守しな	(3) 出願人が(1)又は(2)の要件を遵守しな
い場合は、所轄庁は、優先権書類又は場合	い場合は, 所轄庁は,優先権書類又は場合
によりその翻訳文を,要請の日から3月以	によりその翻訳文を,要請の日から3月以
内に提出するよう出願人に要請し、出願人	内に提出するよう出願人に要請し、出願人
がそれに応じないときは、出願人の優先権	がそれに応じないときは、 出願人の優先権
主張は、法の適用上無視される。	主張は、法の適用上無視される。

規則21条の新旧対照表(原文)

改正前	改正後 (ドラフト)	
Rule 21 Filing of priority document.	Rule 21 Filing of priority document.	
(1) Where the applicant in respect of	(1) Where the applicant in respect of	
an international application	an international application	
designating India has not complied with	designating India has not complied with	
the requirements of paragraph (a) or	the requirements of paragraph (a) or	
paragraph (b) of rule 17.1 of the	paragraph (b) of rule 17.1 of the	
regulations under the Treaty, the	regulations under the Treaty, the	
applicant shall file with the patent	applicant shall file with the patent	
office the priority document referred	office the priority document referred	
to in that rule before the expiration	to in that rule before the expiration	
of the time limit referred to in sub-	of the time limit referred to in sub-	
rule (4) of rule 20.	rule (4) of rule 20.	
(2) Where priority document referred to	(2) Where priority document referred to	
in sub-rule (1) is not in the English	in sub-rule (1) <u>is required to be filed</u>	
language, an English translation	under Rule 51bis.1 (e) of Regulations	
thereof duly verified by the applicant	under the Treaty, and if it is not in	
or the person duly authorised by him	<u>the English language</u> , an English	
shall be filed within the time limit	translation thereof duly verified by	

specified in sub-rule (4) of rule 20.	the applicant or the person duly
	authorized by him shall be filed <u>within</u>
	three months from the date of inviting
	to file it by the Appropriate Office.
(3) Where the applicant does not comply	(3) Where the applicant does not comply
with the requirements of sub-rule (1)	with the requirements of sub-rule (1)
or sub-rule (2), the appropriate office	or sub-rule (2), the appropriate office
shall invite the applicant to file the	shall invite the applicant to file the
priority document or the translation	priority document or the translation
thereof, as the case may be, within	thereof, as the case may be, within
three months from the date of such	three months from the date of such
invitation, and if the applicant fails	invitation, and if the applicant fails
to do so, the claim of the applicant	to do so, the claim of the applicant
for the priority shall be disregarded	for the priority shall be disregarded
for the purposes of the Act.	for the purposes of the Act.

3. インドにおける特許の実施報告に関する様式27の改正

特許権者および実施権者は、インドにおける特許発明の商業的実施状況を定期的に報告することが義務付けられている。

2019年特許規則改正(ドラフト)により、実施報告の内容が下表のように変更される予 定である。製造又は輸入した特許製品の数量および価格ではなく、特許製品の製造販売に よりインドで生じたおおよその価値を報告するよう、改正されている。

改正後の実施報告内容/様式27の抜粋(仮訳)

4. 実施していれ	(a) 特許の主題が製品である場合、報告を提供する特許権者/ラ
ば、詳細	イセンシーに、その製品からインドにおいて生じたおおよその価
	值:
	(a1) インドにおける製造(in INR)
	(a2) インドへの輸入(in INR)
	(b) 特許の主題が方法である場合、報告を提供する特許権者/ラ
	イセンシーに、その方法により直接得られた製品からインドにお
	いて生じたおおよその価値:
	(b1) インドにおける製造(in INR)
	(b2) インドへの輸入(in INR)

	NOTE: Where the value accrued from a particular patented invention cannot be derived separately from the value
	accrued from related patents, and all such patents are granted to the same patentee(s), the details of all such patents, including the patent numbers, shall be provided in part (c) below, and value accrued from all such patents will be provided in (a) and/ or (b) above. (c) 上記 (a) および/または (b) に関する詳細を記入
 実施しなかった 場合、実施しなかっ たことの正当性の詳細 	 詳細を記入(最大500ワード)

改正前の実施報告内容

(i)特許発明の実施の有無:実施 または 不実施

(a) 実施されていない場合:実施されていない理由、特許発明の実施

に向けての措置

(b) 実施されている場合:

インド国内で実施された特許製品の数量および価格

インドへ輸入された特許製品の数量および価格、ならびに輸入元の

国名

(ii) 当該暦年に付与されたライセンスまたはサブライセンスの情報

(iii) 適正価格で公衆の需要を一部/適当に/十分に満たしていることの

陳述

以上